

平成31（2019）年度 とちぎの元気な森づくり

木造・木質化等支援事業 事業案内

— 栃 木 県 —



県民共有の財産である森林を、健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、「植えて、育てて、**伐って、使う**」という森林資源の循環利用を推進することが大切です。

この事業は、木材の利用を促進し、さらに、木材の特性などに関する県民の理解促進を図るため、多くの県民が利用するモデル的な施設の木造・木質化や、公共オープンスペース等に木製品を整備する取組を支援します。

1 事業内容

1 木造・木質化支援事業

多くの県民の利用や、高い先進的モデル性を有する民間及び公共施設の木造化及び木質化を支援します。

木造化：建築物の構造耐力上主要な部分（柱・梁・桁・屋根等）の全て又は一部（RC（鉄筋コンクリート）造やS（鉄骨）造との混構造（ハイブリッド）を含む）を木造とすること。

木質化：建築する施設の内外装を木資材（壁板、床板、天井板、羽目板等）で施工すること。

対象施設の 具体例

学校、文化・スポーツ施設、幼稚園・保育園、福祉施設、病院、公民館、
店舗・商業施設、駅、観光施設、モニュメント等

補助対象者

民間事業者（県内に本店又は事業所等を有する者に限る）、市町村

補助の条件

ア 施設規模は、延床面積200m²以上のものであること。

イ 使用木材は、木造化の場合は総材積の概ね60%以上、木質化の場合は原則全てに県産出材（「栃木県産出材証明制度^{※1}」に基づき、栃木県内の森林から生産されたことが証明された木材）であること。

ウ 年度内の事業完了（補助事業に係る部分の工事完了）が見込めること。

エ 補助を受けて整備した施設は、事業完了後も、事業趣旨に即し適正な管理が行われること。

オ とちぎの元気な森づくり県民税及び県産出材を活用して整備された施設であることのPRに努めること（標示板設置等）。

※1 栃木県森林組合連合会及び栃木県木材業協同組合連合会が管理する、素材生産業者から原木市場・製材工場・流通業者へと順次經由する証明体制（＝木材のトレーサビリティ）であり、需要者に安心・適正な管理された県産出材が届くシステム

補助対象経費

木材費、木造・木質化に係る施工費、設計・監理費（施工費の10分の1以内）

補助金額

原則として、単位面積当たり次の額を補助します（森林認証材※²（県産出材）使用の場合は、さらに上乗せ※³）。

なお、応募は、木造化又は木質化のいずれかを選択してください。

木造化	延床面積1 m ² 当たり3万円 ⇒ 森林認証材使用の場合、3千円を上乗せ	上限額： 1施設当たり 1千万円
木質化	木質化面積1 m ² 当たり2万円 ⇒ 森林認証材使用の場合、1千円を上乗せ	

※² 森林認証制度（『緑の循環』認証会議（SGEC）、森林認証協議会（FSC）又は森林認証プログラム（PEFC）が管理するものに限る。）により認証された森林から生産された木材

※³ 森林認証材使用による上乗せは、県産出材の全量に森林認証材を使用した場合は全面積に適用し、一部使用の場合は、県産出材使用材積に占める森林認証材材積の比率で延床面積または木質化面積を按分して適用します。

審査基準

次の5項目により審査し、総合的に評価して採否を決定します。

- ア 施設規模：規模の大きさ（階数、延床面積）
- イ 技術性：構法や架構形式、耐火性能などにおける先進的技術や部材の採用、低コスト化や工期短縮等の工夫
- ウ 使用木材：県産出材（木材）の使用（量、割合）、適材適所の材料選択（無垢材、集成材等）、品質・性能（強度、含水率）の明示、材料調達工夫（分離発注等）
- エ 魅力度：内面的魅力（施設整備や木材利用に関するコンセプトやストーリー性など）、外面的魅力（デザインや木材の使い方、見せ方などにおける独創性やシンボル性、意匠性など）
- オ 効果度：立地性（人口、交通量等）、集客性（施設の利用者数、客層等）、類似施設への波及効果、PR性（標示板設置、利用者アンケート等）

「とちぎ木づかい条例」が
制定されました。
みんなで
とちぎの木をつかおう！



2 木製品整備支援事業

木の特性を体感できる、又は身近な木材活用事例として高いPR効果が見込まれる木製品を、多くの県民が利用する公共施設やオープンスペース等に整備する取組を支援します。

また、平成20年度から29年度までに小中学校に整備した木製学習用机・椅子（JIS規格を有するものに限る。）の老朽化による更新等を支援します。

対象木製品の 具体例

机・椅子、ロッカー、下駄箱、本棚、テーブル、ベンチ、パーテーション、多目的ウッドデッキ、遊歩道手すり等

対象施設等の 具体例

学校、文化・スポーツ施設、幼稚園・保育園、福祉施設、病院、公民館、駅、観光施設、公園、景観保護施設、安全施設、交通施設等

補助対象者

市町村

補助の条件

- ア 使用木材は県産出材であること。
- イ 実施年度内に事業が完了すること。
- ウ 補助を受けて整備した木製品は、事業完了後も、事業趣旨に即し適正な管理が行われること。
- エ とちぎの元気な森づくり県民税及び県産出材を活用して整備された木製品であることについて、ラベルの取付等により普及活動等に努めること。

補助対象経費

木材費、木製品化に係る施工費、備品（木製品）購入費等

補助金額

定額。ただし、学習用机・椅子は1基当たり4万円、ほか木製品は1市町村あたり500万円を上限とします。

審査基準

次の項目により審査し、総合的に評価して採否を決定します。

- ア 木材利用：特性を活かした木材の使い方
- イ 魅力度：内面的魅力（木製品整備に関するコンセプトやストーリー性など）、外面的魅力（デザイン性や意匠性など）
- ウ 効果度：配置箇所、利用状況（利用者層、人数等）、波及効果、PR性（ラベル等取付、利用者アンケート等）

2 応募方法等

1 民間事業者（木造・木質化）

応募書類

- ア 事業実施要望書
- イ 事業実施計画書
- ウ 図面（構想図、平面図、立面図など）
- エ 企業概要が分かるパンフレット等

募集期間

平成31（2019）年4月1日（月）
～5月31日（金）（消印有効）

書類提出先

〒320 - 8501 宇都宮市埜田1-1-20
栃木県環境森林部林業木材産業課 木材産業担当
（県庁11階東側）
TEL 028-623-3277

※郵送または持参（受付時間：土日
祝日を除く午前8時30分～午後5時）

2 市町村（木造・木質化、木製品整備）

応募書類

- 《 木造・木質化 》
- ア 実施計画書
 - イ 図面（構想図、平面図、立面図など）

- 《 木製品整備 》
- ア 実施計画書
 - イ 木製品の内容が分かるパンフレット、
イメージ図等（木製学習用机・椅子の
場合は不要）

応募方法

県が実施する「とちぎの元気な森づくり市町村交付金」の要望調査（別途通知）に基づき応募してください。

3 手続き等の流れ

募集

審査・採択

交付申請

事業実施

- ・ 審査結果は、各応募者宛てに通知します。
〔予定時期〕 民間⇒6月末 市町村⇒ 4月上旬
- ・ 採択の場合は、補助金又は交付金交付要綱に基づき交付申請の手続きを行い、事業を開始して下さい。

4 問い合わせ等

問合せ先： 栃木県環境森林部林業木材産業課 木材産業担当 TEL： 028-623-3277

※実施要綱、補助金交付要綱、提出書類各様式は、県ホームページに掲載しています。

県ホームページトップ>産業・しごと>林業>県産材

とちぎ 元気な森 木造・木質化

検索

